

名古屋市地域防災計画の修正案について（主な事項）

1 南海トラフ地震臨時情報に伴う防災対応

令和 6 年 8 月に初めて発表された南海トラフ地震臨時情報への本市の対応や、内閣府より公表された「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表を受けての防災対応に関する検証と改善方策」を踏まえ、臨時情報発表時における防災体制や市民への広報など、所要の改定を行う。

資料 1-5 地震災害対策計画編：P1、P2、P10～P41、P45

2 避難生活における良好な生活環境の確保

令和 6 年能登半島地震を踏まえ改定された、内閣府「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、避難所において、スフィア基準※に基づいた十分な避難スペースの確保、女性の視点に配慮したスペースやキッズスペースの確保、適切な食事の確保に努めるなど、所要の改定を行う。

※「避難所の質の向上」を考えるとときの指標となる国際基準

資料 1-3 共通編：P16、P17

資料 1-4 風水害等災害対策計画編：P13、P20

資料 1-5 地震災害対策計画編：P54、P59

3 宅地造成等工事規制区域の指定

「宅地造成及び特定盛土等規制法」の施行を受け、令和 7 年 5 月 19 日より、名古屋市全域を「宅地造成等工事規制区域」に指定し、一定規模以上の宅地造成、特定盛土等を行う場合に市長の許可を必要とするなど所要の改定を行う。

資料 1-3 共通編：P1～P5

4 災害協定の締結

新たに一般社団法人 AZ - COM ネットワークと「災害時における物資の輸送及び供給等に関する協定書」を、また、愛知県公衆浴場業生活衛生同業組合と「災害時における入浴機会の提供に関する協定書」等を締結したことに伴い、所要の改定を行う。

資料 1-4 風水害等災害対策計画編：P12～P14

資料 1-5 地震災害対策計画編：P52～P54

5 避難情報発令基準の改定

庄内川流域の避難情報発令基準について、県道枇杷島橋の架け替え工事等の進捗状況を踏まえて見直すことになったことから、所要の改定を行う。

資料 1-7 名古屋市地域防災計画附属資料編の主な修正について